

令和3年

第2回羽咋市議会定例会

提案理由説明書

令和3年6月7日招集

本日、ここに、令和3年第2回羽咋市議会定例会が開かれるにあたり、提出議案の大要と当面する諸課題への取り組みについて、ご説明いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の状況について、ご説明いたします。

石川県内では、ゴールデンウイーク明けから感染者が急増傾向にあり、県は、5月9日に独自の「石川緊急事態宣言」を発出し、期間の延長を含め、6月13日まで不要不急の外出や移動の自粛などを要請しています。

本市におきましても、感染者が増加傾向にあり、市施設などの利用休止や、各種イベントを中止または延期としているほか、小職によるメッセージを発出し、注意喚起や感染防止対策の周知、広報に努めています。

しかしながら、高齢者施設においてクラスターが発生し、危機感を強めるとともに、より一層の感染防止対策を講じなければならないと考えています。

感染された方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、市内の小中学校における感染者の発生状況につきましては、5月に入り、児童、生徒および職員の感染が判明しました。直ちに、能登中部保健福祉センターの指導を受け、学校施設内の消毒を行うとともに、濃厚接触者などの調査やPCR検査を実施

し、陰性を確認したうえで学校を再開しています。保護者の皆さまには、ご心配、ご負担をおかけいたしました。また、事態の収束に向けた対応に対して、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

引き続き感染予防の徹底に努めるとともに、5月25日から「抗原検査キット」を各学校に配備しており、児童、生徒の安全・安心を確保し、保護者の皆さまの不安を取り除く対応を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種状況について、ご説明いたします。

国が示す接種の優先順位に基づき、5月12日から75歳以上の高齢者を対象に、5月26日からは65歳以上75歳未満の高齢者を対象に、コスモアイル羽咋および公立羽咋病院で集団接種を開始しており、6月14日からは市内医療機関での個別接種の開始を予定しています。

予約の状況につきましては、6月4日時点で、65歳以上の高齢者のおよそ8割の方が予約を済まされており、7月中には希望する全ての高齢者の接種を完了する見込みです。

なお、65歳未満の方のワクチン接種につきましては、7月中の接種開始を予定しており、今月末に50歳から64歳の方へ、7月中には50歳未満の方へ接種券を送付する計画です。

50歳未満の基礎疾患を有する方へは、申出により接種券を優

先して送付します。

本市では、高齢者へのワクチン接種が円滑に行われるように、市内の介護施設などの管理者や介護支援専門員を対象に説明会を開催し、予約や必要書類の確認などの支援にご協力いただいているほか、一部の町会や住民主体の通いの場におきましても、予約の支援や集団接種会場への送迎などの支え合いが行われています。

また、介護サービス事業所に対する本市独自の支援として、利用者や従事者の感染症拡大防止、事業継続の安定を図ることを目的に、PCR検査や感染症対策に係る物品購入などに使える交付金制度を新設しました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地域経済対策について、ご説明いたします。

現在、県内におきましては、独自の緊急事態宣言発出の影響もあり、観光・宿泊業や飲食サービス業などをはじめ、さまざまな業種において、売り上げや受注の急減、資金繰りの悪化などの課題が山積しており、広く市民生活にも影響が及んでいると認識しています。

本市におきましては、昨年度に続き、独自の経済支援策を行うことで、地域経済の停滞や縮小を最小限に抑えるよう取り組んでいるところです。

プレミアム付UFO商品券につきましては、2万5,552口^{くち}

の申し込みがあり、概ね予定通りの申し込みであったことから、抽選を行わずに5月24日から販売を開始しています。

テイクアウト商品券につきましては、5月27日から受付を開始しており、7月1日から市内5か所の郵便局と金丸郵便局で販売を行っていきます。なお、販売期間内に休日販売日を設け、購入者の利便を図っていきます。

また、事業者支援として、昨年度より要件を緩和し、2割以上売り上げが減少した事業者に対し、最大20万円の給付を行う、「輝くはくい活性化給付金前期分」の受付を5月6日から開始しています。

今後も、市内事業者の方々の事業継続に向け、羽咋市商業協同組合が発行するUFOカードへの20パーセント分のポイント付与や、羽咋市商工会が発行するUFO商品券への20パーセント分のプレミアム付加など、関係各位のご協力をいただきながら、刻々と変わる状況に柔軟に対応し、切れ目のない施策を実施していきます。

次に、新しい生活様式に対応した業態への転換を支援する取り組みについて、ご説明いたします。

内閣府が創設した、「地方創生テレワーク交付金」につきまして、能登千里浜レストハウスでの施設改修などへの活用が採択され、6月末には竣工の見込みと伺っています。

現在、本事業におきましては、2回目の募集がなされており、

本市でも新たな事業者の提案を募集しています。

今後、拡大が予想されるテレワークやワーケーションにつきましては、今年度から体験型観光とも結びつけながら、積極的に推進していきたいと考えています。

次に、移住・定住の推進について、ご説明いたします。

去る3月23日、本市と、七尾市、中能登町の3市町が広域的な移住推進・関係人口拡大に取り組むため、能登地域移住交流協議会の設立総会を開催し、事業計画やスケジュールなどを決定しました。

今年度は、行政と経済団体や観光団体などの人材で構成する「企画部会」、「ワーケーション部会」、「移住プランナー部会」の3つの部会を設置し、具体的事業に取り組んでいきます。

特に、重点事業として掲げる「ワーケーション」につきましては、家族向けや企業向けの広域的なモニターツアーを3回実施し、首都圏都市部のニーズを吸い上げ、商品化を検討していきます。

また、3市町の移住・定住を広域的にサポートする「移住プランナー」を8人選任し、民間主導による移住者の受入体制の構築を図っていきます。さらに、首都圏の飲食店とも連携し、特産品販売やイベントの開催を行っていきます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化しており、まずは、3市町共同のホームページ開設による情報発信や、オンラインを活用したPRなどを積極的に展開していきます。

この広域連携事業や本市の移住・定住推進事業のほか、自然栽培普及事業、ジビエ活用推進事業などが新たに国の地方創生推進交付金事業として交付決定されました。

なお、広域連携事業や新たな観光戦略を着実に実施していくため、国の地域活性化起業人制度を活用し、本市と包括連携協定を結んでいる株式会社日本旅行の社員1名を、6月1日に受け入れました。今後は、官民連携をさらに強化し、新たな人の流れの創出につなげていきます。

次に、羽咋駅周辺整備について、ご説明いたします。

コロナ禍における経済社会の変化に対応しながら、今後も「(仮称)賑わい交流拠点施設」や駅周辺整備周遊連絡道路、都市計画道路川原町線および二級河川長者川の整備に取り組んでいきます。

交流拠点施設につきましては、設計および運営管理ならびに商業施設の提案を募集するため、本事業に関する市の考え方を示した「実施方針」と市が事業者に要求するサービスの水準を示した「要求水準書(案)」を4月28日に公表し、事業者からの質問や意見を集約いたしました。

この意見などを踏まえ、6月下旬に事業者を公募します。事業者の選定につきましては、資格審査および提案審査の2段階で行い、優先交渉権者などの決定は11月を予定しています。

周遊連絡道路につきましては、5月に道路や橋梁設計に着手し

ており、交流拠点施設の敷地造成設計と一体的に進めていきます。

川原町線につきましては、5月に実施設計に着手しており、補償費算定のうえ、引き続き用地の取得を進めていきます。

長者川の整備につきましては、事業主体である石川県から、7月に実施設計に着手する予定と聞いており、連携と調整を図りながら、事業を進めていきます。

次に、千里浜インターチェンジ周辺の土地利用構想について、ご説明いたします。

生活環境や交通環境の良さを活かし、住宅および商業用地としての土地利用を進めていく方針です。

まず、住宅用地につきましては、定住人口の拡大を目的に、20区画程度の新たな宅地造成を進めていく考えです。

現在、市街地を形成するための生活道路と、分譲地整備に必要な測量および造成設計に着手し、秋ごろから用地交渉に入る予定であり、令和4年度の造成工事着手を目指しています。

商業用地につきましては、本市の海側の玄関口として、「道の駅のと千里浜」や「ちりはまホテルゆ華」などとの相乗効果により、新たな賑わいを創出できるよう、県道若部千里浜インター線沿道において、民間事業者による土地利用や開発を促進していきたいと考えています。

このため、関係各課の職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げたところであり、千里浜インターチェンジ周辺の開発を早

期かつ円滑に進めていきます。

なお、平成30年度に分譲を開始した夕日ヶ丘分譲地につきましては、転入者の割合がおよそ6割と高いほか、若者や子育て世代に人気があり、残り2区画となっています。

宅地造成は若者定住に一定の効果があり、移住・定住促進を加速化させるため、早急に宅地提供ができる夕日ヶ丘分譲地の北側に隣接する市有地を活用し、10区画程度の整備を実施したいと考えています。

次に、市営住宅整備基本計画について、ご説明いたします。

市営住宅の効率的かつ円滑な更新を図り、社会情勢や住宅事情の変化を踏まえて住宅を供給するため、既存および新規市営住宅の整備について、今後20年間の計画を策定しました。

整備方針として、移住定住者向けの島出定住促進住宅につきましては、令和4年度の大規模改修に向けて、今年度は調査・設計を行います。

御坊山定住促進住宅につきましては、耐用年数に達する令和20年ごろに解体し、建替えまたは民間住宅の借り上げを検討していきます。

なお、若者・子育て世帯をターゲットとした移住定住者向け住宅の整備が必要と考えていますが、近年、民間賃貸住宅の供給が多いことから、今後の動向を踏まえながら実施時期を検討していきます。

また、低所得者向けの松ヶ丘住宅につきましては、旧耐震基準の建物であり、老朽化が著しく耐震性を確保することが難しいため、令和5年度の解体に向けて入居者の理解を求めたいと考えています。

はまなす団地につきましては、耐用年数に達する令和20年ごろまで通常の修繕を行いながら、別の場所での建替えを検討していきます。

低所得者向け住宅は、住宅セーフティネットの中核として必要と考えており、今後も適切な供給に努めます。

次に、空き家の有効活用について、ご説明いたします。

市内の空き家の有効活用につなげるため、今年度から、「空き家活用による定住支援活動交付金制度」を拡充し、町会の仲介のもと、空き家情報バンクに登録が行われた場合には、1件あたり3万円、当該物件が成約した際には、7万円を町会へ交付することとしました。

また、空き家実態調査により判明した空き家575件のうち、利活用可能な状態である287件の所有者に対して、「空き家活用に関する意向調査」を今年3月に実施しました。

この意向調査で回答していただいた102人のうち、20人から空き家情報バンク登録の意思表示がありましたので、今後、順次登録を行い、移住希望者の受入環境の整備につなげていきます。

次に学校関係の行事について、ご説明いたします。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学校行事の中止や縮小が相次ぎ、児童、生徒の楽しい思い出づくりの機会を失うこととなりました。

特に、中学校生活最後となる中学3年生には、修学旅行や海外派遣交流事業を中止せざるを得なかったことから、今年度は、コロナ禍の中でも感染予防に配慮し、知恵を絞りながら新しい行事に取り組んでいきます。

その一環として、5月12日には、関係機関の並々ならぬご尽力やご協力のおかげで、JALチャーター便を利用して、白山や富士山を眺望し、日本アルプスから能登半島を巡る修学旅行を実施しました。

生徒は上空から見るふるさとの景観に歓声をあげ、住んでいる羽咋市の魅力を再発見していました。また、客室乗務員や整備士などによる職業教育も行われ、一生思い出に残る大変有意義な旅となりました。

なお、夏に予定していましたアメリカ合衆国ワシントン州シアトルに向けての海外派遣交流事業につきましても、昨年度同様、実行委員会で夏の実施は中止と決定いたしましたが、生徒に夢や希望を持たせたいという、保護者代表の方から代替案の提案があり、現在検討をしているところです。

次に、介護予防の普及事業について、ご説明いたします。

コロナ禍における外出自粛により、心身の機能低下が危惧されています。

自宅でも行える運動として、「はつらつ体操」や「羽咋市筋トレかなめの体操」を能越ケーブルネットテレビや市のホームページに掲載しているほか、規則正しい生活やバランスのとれた食事の勧めを、広報はくいなどで発信していきます。

次に、豚熱の規制緩和について、ご説明いたします。

本市では、昨年6月に豚熱感染が初めて確認され、感染場所から半径10キロ圏内で捕獲されたイノシシ肉の利用を自粛してきました。しかし、今年度、国において豚熱対策で規制していたイノシシの利用を緩和する方針が示され、感染区域内で捕獲されたイノシシが、検査で陰性と確認できた場合は出荷できることになりました。

これを受けて、石川県をはじめ、合同会社「のとしし団」などの関係機関と連携しながら、衛生管理の徹底や捕獲から出荷までの手順を確立し対応します。

引き続き、イノシシの捕獲支援を行い、獣害対策の強化およびジビエ利用に取り組んでいきます。

次に、水防計画について、ご説明いたします。

今年度の水防計画につきましては、羽咋市水防会議において承

認いただいています。これから梅雨時となりますが、関係機関および地域住民と連携し、水防対策に万全を期していきます。

以上申し述べまして、提出案件の説明に入ります。

今議会に提出いたしました案件は、予算案 3 件、条例案 2 件、その他 1 件、報告 16 件の合計 22 件です。

議案第 35 号 令和 3 年度羽咋市一般会計補正予算第 3 号について、ご説明いたします。

今回の補正のうち、歳出の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備や、低所得の子育て世帯に対し生活支援特別給付金の支給を行うものです。また、夕日ヶ丘分譲地の整備拡大に伴う増額のほか、介護職員の寄宿施設整備事業に伴う補助金の追加などを計上しました。

歳入では、宝くじ助成金の交付決定に伴う増額をはじめ、各事業の増額に伴う国庫支出金、県支出金などを計上しました。なお、不足分は財政調整基金からの繰入金により、収支の均衡を図った次第です。

これにより、歳入歳出それぞれ 1 億 7,844 万円を追加し、予算総額を 121 億 2,244 万円に定めようとするものです。

議案第 36 号 令和 3 年度羽咋市水道事業会計補正予算第 1 号につきましては、夕日ヶ丘分譲地の北側市有地の分譲地整備に

伴う工事請負費 5 4 0 万円の増額補正であり、資本的支出の予算総額を 3 億 6, 5 0 0 万円に定めようとするものです。

議案第 3 7 号 令和 3 年度羽咋市下水道事業会計補正予算第 1 号につきましては、夕日ヶ丘分譲地の北側市有地の分譲地整備に伴う企業債および工事請負費 7 0 0 万円の増額補正であり、資本的収入の予算総額を 5 億 4, 2 7 0 万円に、資本的支出の予算総額を 9 億 9, 3 4 0 万円にそれぞれ定めようとするものです。

議案第 3 8 号 羽咋市税条例の一部改正につきましては、地方税法などの改正に伴い、市民税における寄付金の範囲の見直しなどについて、所要の改正を行おうとするものです。

議案第 3 9 号 羽咋市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、押印義務などの見直しに伴い、審査申出書および口述書の押印を不要とすることについて、所要の改正を行おうとするものです。

議案第 4 0 号 コスモアイル羽咋及び羽咋市立図書館の指定管理者の指定につきましては、指定管理期間が令和 3 年度末で終了することから、事業者を公募し、去る 3 月 2 3 日の選定委員会で審査した結果、有限会社プロジェクトドウが指定管理者として適任であるとの報告をいただきました。

この結果を受けて、同社を指定管理者といたしたく、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものです。

報告第2号 損害賠償額の決定の専決処分の報告につきましては、令和3年1月7日に発生した暴風により、本市が「道の駅のと千里浜」に設置していた看板が飛ばされ、駐車場内の個人車両に損害を与えたことによる損害賠償額を決定しましたので、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第3号 令和2年度羽咋市一般会計補正予算第16号の専決処分の報告につきましては、歳出では、事業費の確定による生活保護事業の減額をはじめ、高度無線環境整備推進事業や都市づくり推進事業の減額など、一般行政費および各種事業費の決算を見込んだ調整を行ったほか、将来の財政運営に備え、まちづくり基金や減債基金など各積立金を増額したものです。

歳入では、市税、地方消費税交付金および地方交付税などの増額のほか、繰入金や国庫支出金などの減額が主なものです。

これにより、歳入歳出それぞれ3億3,628万2千円を減額し、予算総額を150億7,970万5千円に定めたものです。

報告第4号から報告第7号につきましては、令和2年度の各特別会計において、決算を見込んだ調整による補正予算の専決処分を行ったものです。

報告第 8 号 羽咋市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法などの改正に伴うもので、令和 3 年 4 月 1 日に施行されることから専決処分を行ったものです。

改正の主な内容につきましては、土地に対する固定資産税の特例期間の延長などです。

報告第 9 号 羽咋市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、関係省令の改正に伴うもので、令和 3 年 4 月 1 日に施行されることから専決処分を行ったものです。

改正の主な内容につきましては、不均一課税の適用期間の 2 年延長などです。

報告第 10 号 羽咋市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、関係省令の改正に伴うもので、令和 3 年 4 月 1 日に施行されることから専決処分を行ったものです。

改正の主な内容につきましては、対象施設の設置期限設定についての改正です。

報告第11号 羽咋市過疎地域自立促進対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、関係法令の制定などに伴うもので、令和3年4月1日に施行されることから専決処分を行ったものです。

改正の主な内容につきましては、課税免除の適用期間の3年延長などです。

報告第12号 羽咋市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、関係省令の改正に伴うもので、令和3年4月1日に施行されることから専決処分を行ったものです。

改正の主な内容につきましては、不均一課税の適用期間の2年延長などです。

報告第13号 令和3年度羽咋市一般会計補正予算第2号の専決処分の報告につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うさらなる支援策として、ひとり親世帯に、児童1人あたり5万円の支給を行い、ひとり親家庭の生活を応援するものです。

これにより、歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、予算総額を119億4,400万円に定めたものです。

報告第14号 令和2年度羽咋市一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、令和2年度予算の一部を令和3年度に

繰り越したことについて、地方自治法施行令の規定により報告するものです。

報告第15号 令和2年度羽咋市下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、令和2年度予算の一部を令和3年度に繰り越したことについて、地方公営企業法の規定により報告するものです。

報告第16号 法人の経営状況の報告につきましては、羽咋市土地開発公社の経営状況について、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第17号 法人の経営状況の報告につきましては、羽咋まちづくり株式会社の経営状況について、地方自治法の規定により報告するものです。

以上をもちまして、提出いたしました全案件の説明を終わります。詳細につきましては、質疑、質問あるいは各常任委員会において、ご説明いたします。

何とぞ、よろしくご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いいたします。